

情報政策課業務に係る調査・分析及び改善案策定業務に係る
一般競争入札参加資格認定要領

令和6年2月1日制定

(趣旨)

第1条 情報政策課業務に係る調査・分析及び改善案策定業務（以下「本件業務」という。）に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（以下「審査要綱」という。）第4条の規定による認定については、この要領の定めるところによる。

(参加資格の認定)

第2条 本件業務に係る一般競争入札参加資格の認定は、審査要綱第4条各号について、次条に定める資格審査の基準により審査し、すべて適合することをもって行う。

(資格審査の基準)

第3条 資格審査の基準は、審査項目ごとにそれぞれ次の表に定める事項とする。

審査項目	審査基準	備考
府税、消費税及び地方消費税の滞納の有無	府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	
2営業年度以上の営業実績の有無	審査要綱第4条第2号に定める審査基準日において、直前の2営業年度以上の営業実績を有していること。	
審査要綱第5条に定める申請書及び同第6条に定める添付書類における虚偽の事実の記載	虚偽の事実の記載のないこと。	
業務改善に係る調査・分析及び改善案策定の各業務を実施した実績の有無	実績を確認できる書類が提出されていること。	
暴力団員等に該当しないことの確認	該当しないことを確認する書類が提出されていること。	
公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体等に該当しないことの確認		

(参加資格の認定資料)

第4条 参加資格の認定に必要な資料は、審査要綱第6条各号に定める添付資料とする。

(参加資格の認定の有効期間)

第5条 参加資格の認定の有効期間は、審査要綱第10条に定める期間とする。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。